



生涯を通じた健康づくりの推進

1 乳幼児と親の健康づくり

現状と課題

練馬区では、年間約6千人前後の出生数があります。子どもを健やかに産み育てていくためには、乳幼児と親の健康づくりは欠かすことのできない重要な課題です。区では、妊娠届を提出した妊婦が安心して出産できるように、14回の妊婦健康診査を実施しています。平成21年度の受診回数は、平均10～11回でした。妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健施策を展開していくためにも、今後、妊婦健康診査の利用を啓発することが重要です。また、乳幼児期には、4か月・1歳6か月・3歳などに健康診査を実施しています。これらの乳幼児健康診査は受診率が高く、多くの子育て家庭と接することから、親子の状況を把握できる貴重な機会となります。

「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書」（平成21年3月）（以下「報告書」といいます。）によると、乳幼児健康診査への期待は、「病気・異常の早期発見ができる場」が80.3%と最も高く、以下に「身体計測の場」「歯科健診の場」「育児相談ができる場」「栄養相談ができる場」が続いています。（図 - 1 - 1 - 1 参照）

「報告書」の結果からも、疾病や障害の早期発見の体制を充実するとともに、健康診査の機会を利用して、育児や栄養の相談を行うことが必要です。今後も高い受診率を維持しつつ、さらなる向上に努めるとともに、健康診査を受診しなかった家庭の状況把握を行うことが重要です。

また、むし歯などの疾病の予防とともに、健全な口腔機能を育てるためには、「口の健康づくり」を通じた子どもの健康への支援として、発育に応じて歯科健康診査を実施することが必要です。

一方、核家族化の進行などに伴い、両親ともに育児に関する知識や経験が乏しく、子育てに対する不安感や負担感が増大しています。「報告書」によると、就学前の児童のいる家庭の保護者の子育てに関する不安感や負担感については、「不安や負担を感じる」（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計）は52.7%で、平成15年度調査と比較すると、増加傾向にあります。（図 - 1 - 1 - 2 参照）

区では、出産や育児に関する知識の普及や不安の軽減を図るため、「母親学級」を開催しています。「報告書」によると、妊娠中に働いていた女性は21.5%でした。（図 - 1 - 1 - 3 参照）今後は、働いている妊婦も受講しやすい時間帯や曜日での開催について検討が必要です。また、父親と母親がともに子育ての喜びを共有できるように、「パパとママの準備教室」を土曜日に行っています。しかし、毎回、定員を超える申込み状況にあるため、開催回

第3章 施策の推進

生涯を通じた健康づくりの推進

数や受講定員の拡大が求められています。

さらに、区では生後4か月までの乳児のいる全家庭の訪問を目標に、平成20年度から「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」を実施しています。出産直後の母親は、心身の変調をきたしやすく不安定な時期にあります。そのため、産後早期に助産師・保健師が訪問し、乳児の健康状態の確認や育児の不安や悩みに対応することが重要です。平成21年度の訪問率は80%以上となっていますが、今後は、さらに訪問率を向上させることが課題です。

発育や発達などに心配のある乳幼児に対しては、経過観察を行いながら保護者の悩みや不安を受け止め、早期診断・早期療育へとつなげることが必要です。現在、区では、心身障害者福祉センターなどで相談や療育を実施していますが、近年、広汎性発達障害^{*15}、注意欠陥多動性障害^{*16}などの相談が増加していることから、今後、相談や療育機能のさらなる充実が求められています。

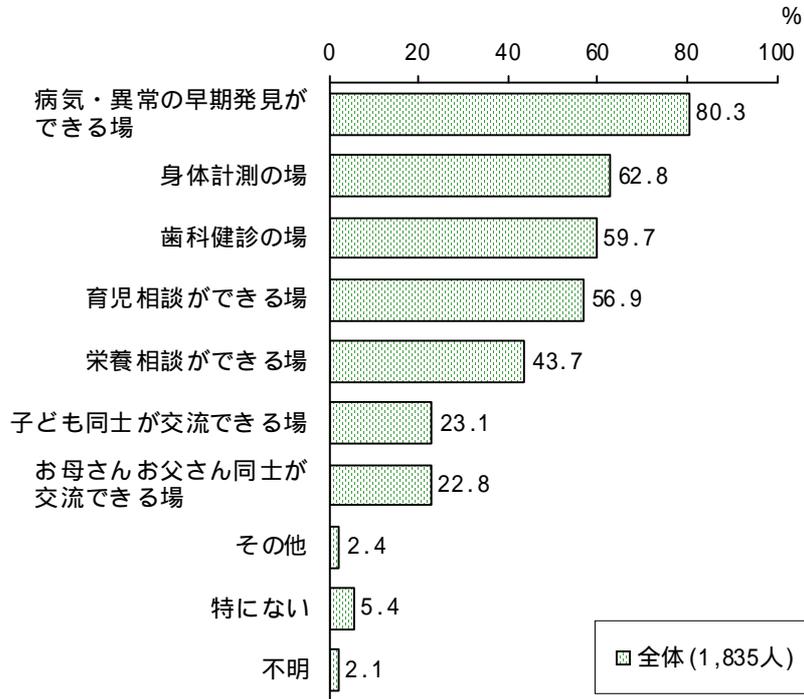
また、区内の児童虐待相談件数は、平成17年度の275件から平成21年度の399件へと、年々増加しています。乳幼児の虐待は、その心身に及ぼす影響が大きく、生命に関わるため予防が重要です。そのために、「こんにちは赤ちゃん事業」や健康診査などを通して、保護者の疾病や子どもの発達の問題などで支援が必要な家庭を早期に把握することが必要です。また、要保護児童対策地域協議会を通して子ども家庭支援センターを中核とした関係機関とのネットワークのさらなる強化を図り、虐待を予防することが重要です。

少子化の進行や地域コミュニティの希薄化により、子育て家庭が周囲から支援を受けることが困難な状況にあります。子育て中の親の孤立化を防ぎ、育児の不安やストレスを軽減するために、身近な場所で交流や相談ができる機会を増やすことが必要です。「報告書」によると、就学前の子どもがいる家庭では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」や「親子が安心して集まれる身近な場や機会」などが求められています。（図 - 1 - 1 - 4 参照）

今後は、子育て家庭同士が交流を図り、育児情報を交換し子育ての喜びを分かち合うことが重要です。そのためには、NPOなどの民間団体と協働し、地域全体で子育て家庭を支える仕組みづくりを進めることが必要です。

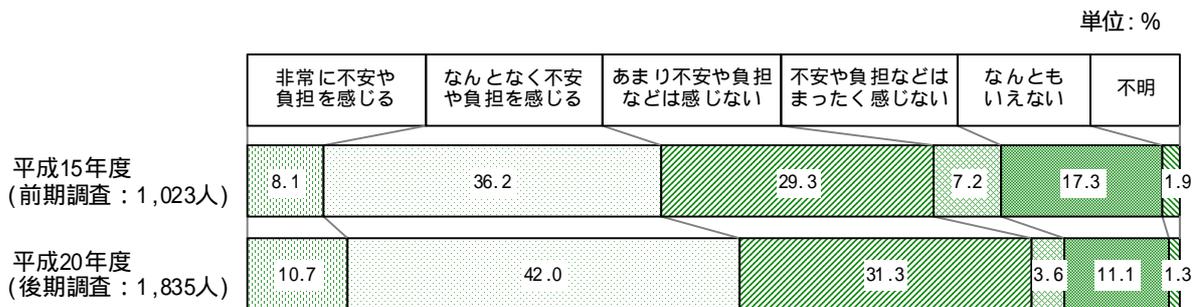
第3章 施策の推進
生涯を通じた健康づくりの推進

図 -1-1-1 乳幼児健診への期待（複数回答）



（出典：「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書」（平成21年3月））

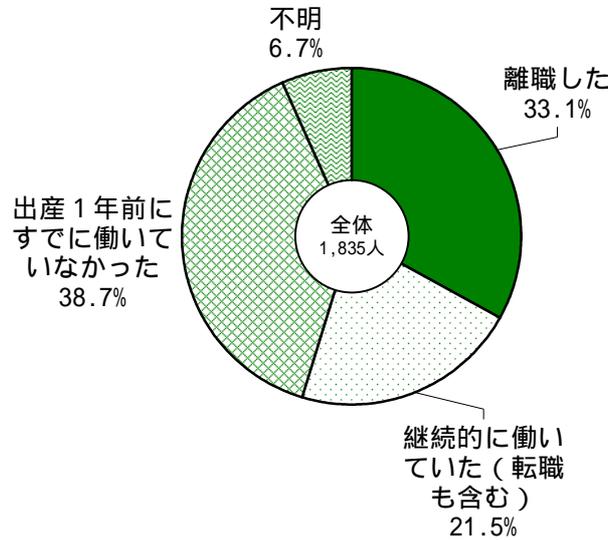
図 -1-1-2 子育てに関する不安感や負担感（時系列比較）



（出典：「（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書」（平成21年3月））

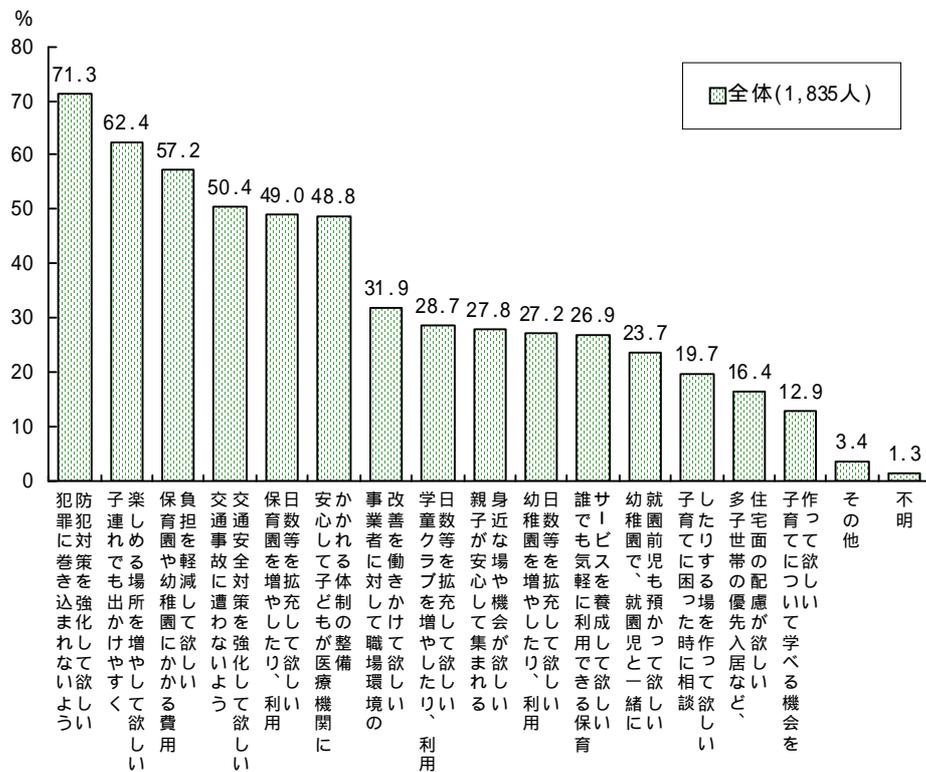
第3章 施策の推進
生涯を通じた健康づくりの推進

図 -1-1-3 出産前後の離職の有無



（出典：「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書」（平成21年3月））

図 -1-1-4 重視すべき子育て支援施策



（出典：「練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書」（平成21年3月））

ア 健康診査などの充実

施策の方向性

妊娠の届出時に母子健康手帳と出産育児情報を交付して、妊婦健康診査の受診勧奨に努めます。

乳幼児健康診査は、心身の健康と成長発達を保障していく上で大きな意義があり、疾病・障害の早期発見・早期療育のための重要な保健施策の一つです。今後も、より受診しやすい健康診査の実施方法の検討や専門職員の資質の向上などに努めるとともに、乳幼児健康診査の未受診者を対象に、受診勧奨や家庭訪問を行い、高い受診率の維持と、未受診者の状況把握に努めて、全ての子どもが健やかに育つための支援を積極的に行います。

さらに、健全な口腔機能を育てるために、幼児歯科健康診査や歯科保健指導を実施し、むし歯の早期発見・早期治療の勧奨を行います。今後も、歯科健康診査の受診率の向上とむし歯になりやすい生活習慣を改善できるような支援を行い、むし歯のない子の増加を目指します。

また、保健相談所における集団健康診査は、同年齢の子をもつ親同士の交流を図る機会ともなります。

妊娠、出産から乳幼児期まで、継続した支援体制を構築するために、健康診査の充実を図ります。親の精神面の相談をはじめ、親子の健康保持や家族の健康管理のための健康診査の受診勧奨なども積極的に行っていきます。併せて、現在、大きな社会問題となっている児童虐待防止のため、子ども家庭支援センターや他の関係機関と連携して、育児不安からの虐待予防や虐待の早期発見に努めます。



乳幼児健康診査

重点事業

1

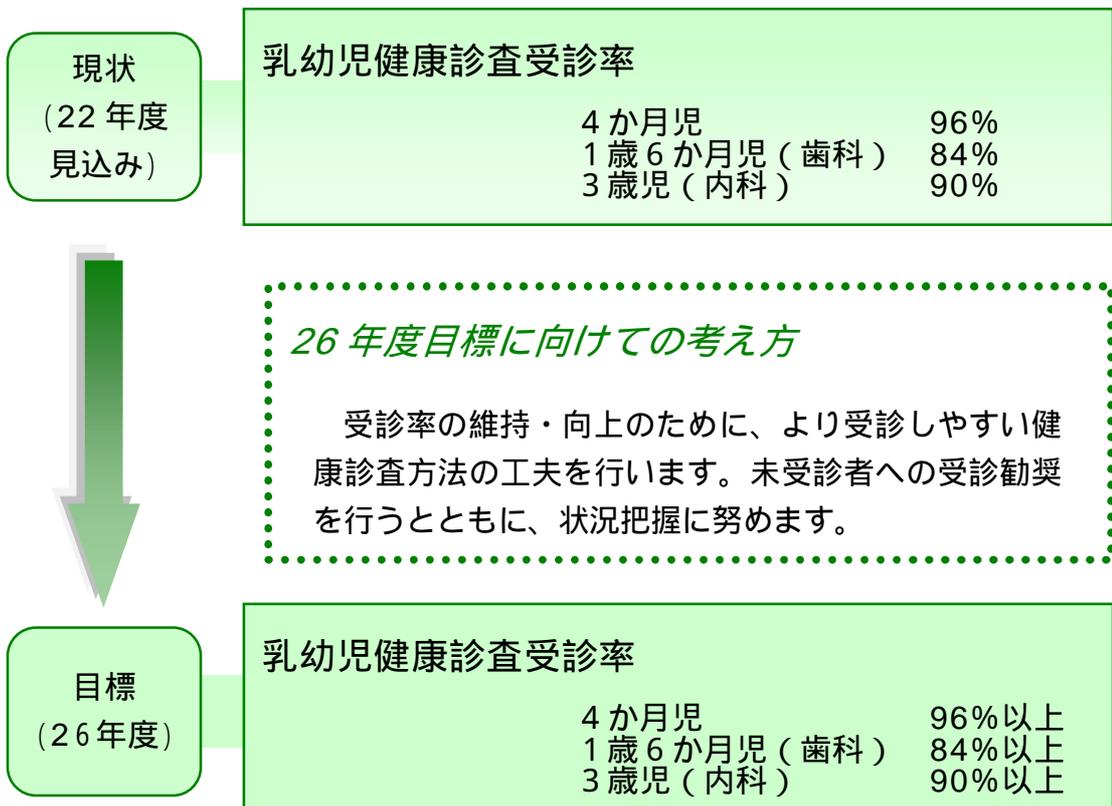
乳幼児健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳児）

4か月児、3歳児健康診査は保健相談所で実施し、1歳6か月児健康診査は内科健康診査を委託医療機関で実施し、その後に、歯科健康診査を保健相談所で実施しています。

乳幼児健康診査では、内科をはじめ、歯科、栄養、育児、心理相談など総合的に対応することができます。疾病や障害の発見、早期療育だけでなく、母親の精神的な不安や保育者の健康状態などにも対応できる機会としてより充実していきます。また、育児不安の軽減につながるよう、必要な場合には、健康診査後も継続した支援を推進します。

さらに、乳幼児健康診査の未受診者の把握に努め、全ての乳幼児の健やかな成長を図り、地域で孤立することなく子育てができるように、健康診査事業の推進に取り組みます。

（保健相談所）

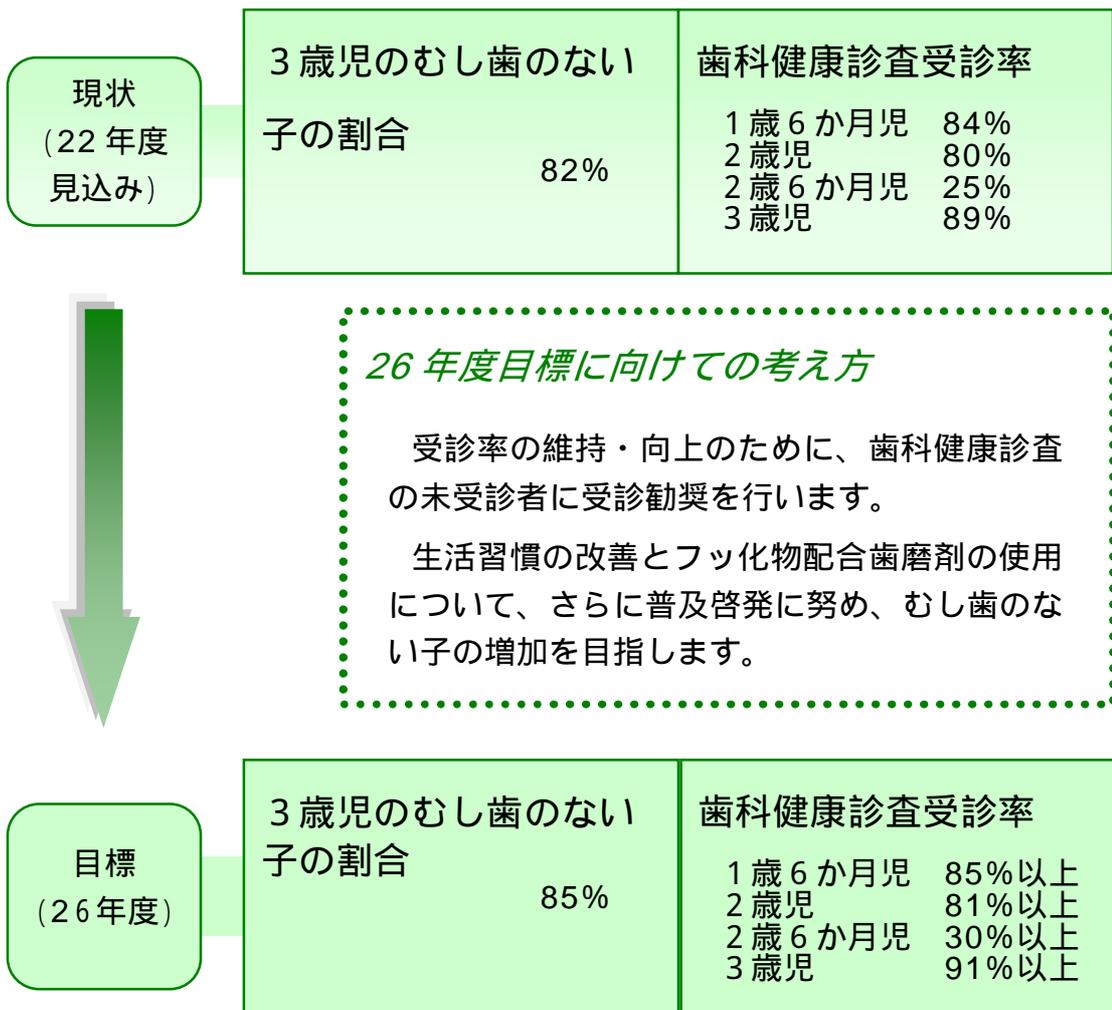


2

幼児歯科健康診査（1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児）

健全な口腔機能を育てるために、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児を対象に、歯科健康診査と歯科保健指導を行い、むし歯の早期発見・早期治療の勧奨を行います。歯科健康診査事業を継続的に行い、むし歯になりやすい生活習慣を改善するための支援を充実します。さらに、歯科医院でのフッ素塗布やホームケアとしてフッ化物配合歯磨剤の使用を推奨し、普及啓発に努めます。

（保健相談所）



第3章 施策の推進
生涯を通じた健康づくりの推進

主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	妊娠届・母子健康手帳の交付（父子健康手帳の交付）	妊娠届出時に、妊娠・出産・育児に関する区の情報をまとめた「サービス編」と、妊娠中の経過などを記入する「記録編」をセットにした母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康保持と乳幼児期の健やかな発育を支援します。また、父子健康手帳を希望者に交付することにより父親の育児参加を促し、父親と母親が協力して子育てができるように支援します。	健康推進課
2	妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査	委託医療機関で、全ての妊婦に14回の健康診査を実施します。また、平成22年度から委託歯科医療機関で妊婦歯科健康診査を行い、歯科健康診査の機会を拡大しました。妊婦が安心して出産できるように、妊娠中の健康管理の支援に取り組みます。	健康推進課
3	乳幼児健康診査委託健康診査（6か月児・9か月児・1歳6か月児）	委託医療機関で、6か月児・9か月児・1歳6か月児の内科健診を実施しており、身近な「かかりつけ医」で乳幼児健康診査が受診できます。なお、1歳6か月児の歯科健康診査は保健相談所で実施します。保健師、管理栄養士、歯科衛生士、心理相談員が発育や育児の相談を受け付けます。	健康推進課 保健相談所
4	乳幼児経過観察健康診査・心理経過観察（1歳6か月児・3歳児）	乳幼児健康診査などの結果、経過観察が必要とされた乳幼児に対して、医師による診察や、保健師、管理栄養士、心理相談員による相談を行います。また、専門の医療機関と連携をとりながら支援します。精神発達や心理面でのフォローが必要とされた乳幼児に対しては、心理相談員による心理経過観察を行い、専門機関と連携した支援を行います。さらに、身体および精神面での支援体制をより充実します。	保健相談所
5	は 歯 ー ト フ ァ ミ リ ー コ ン ク ー ル	前年度の3歳児歯科健康診査でむし歯がなく、健康状態も良好な幼児と家族を対象に、よい歯のコンクールを行います。また、「よい歯よい子のつどい」を開催し、歯科保健の普及啓発を図ります。	健康推進課

イ 健康相談の充実と育児不安の解消

施策の方向性

妊娠期間中から子育てがスタートしているという考えから、父親と母親が協力して子育てを進めることができるように、「母親学級」や「パパとママの準備教室」の実施方法を工夫し、さらなる充実を図り、参加者の増加に努めます。

出産後の母親は、出産時の疲労に加えて、新たな育児などにより心身の不調をきたしやすい非常に不安定な状態であるため、産後のこころの問題や子育ての不安などに早期に対応する「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」の充実を図ります。

また、保護者が年齢に応じた子どもの成長発達段階を理解し、乳幼児期を通して安心して子育てができるように、様々な子育て相談事業を実施します。

さらに、地区を担当する保健師による継続的な相談を通して、虐待の早期発見や予防に努めるとともに、子ども家庭支援センターや関係機関と連携しながら子育て家庭を支援します。



「母親学級」



「パパとママの準備教室」

重点事業

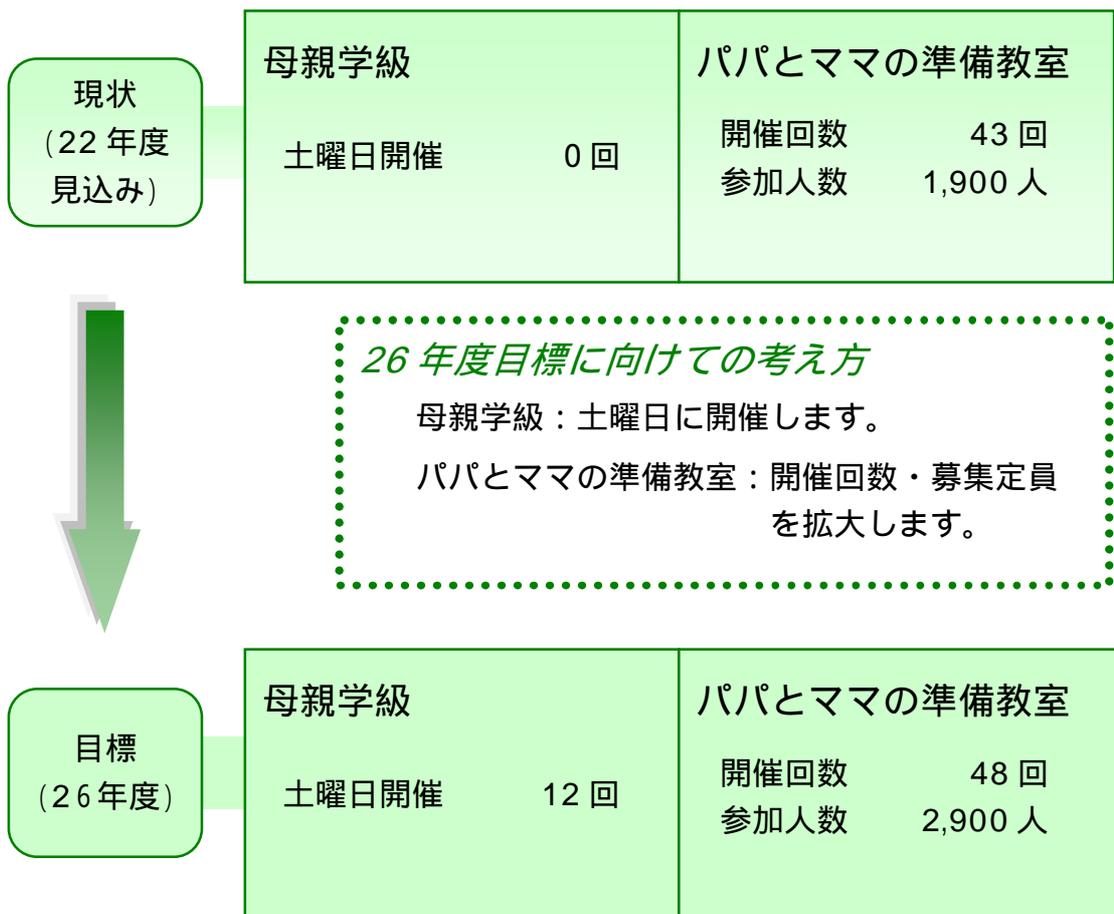
1

「母親学級」および「パパとママの準備教室」

出産・育児に関する知識の習得、地域での仲間づくりを目的とする「母親学級」を、働いている妊婦が受講しやすいように、平成23年度からは土曜日にも開催します。

また、出産・育児などの知識の習得をはじめ、父親の育児参加を支援する「パパとママの準備教室」は、より多くの方が受講しやすいように、開催回数・募集定員を拡大します。併せて、事業の周知方法についても創意工夫を図り、受講者数の増加に努めます。

(保健相談所)



2

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

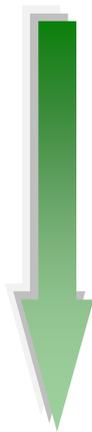
新生児等訪問指導事業

産婦訪問指導事業

助産師・保健師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、新生児および乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防などに関し適切な指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭については、適切なサービスに結びつけ、育児不安・負担の軽減に努めます。さらに、産婦にEPDS^{*17}（エジンバラ産後うつ質問票）を実施し、産後のこころの問題の把握・支援に努めるとともに、4か月児健康診査時に産後の健康管理や育児について保健指導を行います。

（保健相談所）

現状 (22年度 見込み)	新生児等訪問指導実施率	産婦訪問指導実施率
	87%	87%



26年度目標に向けての考え方

事業の周知方法に創意工夫を図るとともに未訪問者への案内を強化し、訪問指導実施率の向上を目指します。

目標 (26年度)	新生児等訪問指導実施率	産婦訪問指導実施率
	90%以上	90%以上

第3章 施策の推進
生涯を通じた健康づくりの推進

主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	妊婦訪問指導	妊娠届や健康診査の結果から保健指導が必要な妊婦に対して、健康状態、生活環境、疾病予防について訪問指導・相談を行います。	保健相談所
2	育児と離乳食講習会、子育て学習会	乳幼児の発育・発達に応じた育児や離乳食の進め方などの知識の啓発を行い、実践に結びつくように支援します。また、病気や予防接種など子育てに必要な知識や情報の提供を行います。	保健相談所
3	育児栄養相談	就学前までの乳幼児を対象に、自由来所方式で、身体計測や育児・栄養・歯科などに関して、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談を行います。	保健相談所
4	1歳児・2歳児子育て相談	1歳および2歳の誕生月に、身体計測と、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による、育児や食事、歯みがきの相談などを行い、子育ての悩みや不安が解消できるように支援します。	保健相談所
5	アレルギー相談・アレルギー講習会	4か月児および1歳6か月児健康診査時にアレルギースクリーニング ^{※18} を行い、必要に応じて専門医の受診を勧めます。生活環境・食事などについて、専門医・保健師・管理栄養士による相談を行います。	保健相談所
6	子どもの事故防止の普及啓発	保健相談所の子どもの事故防止コーナーや、4か月児および1歳6か月児健康診査時におけるポスターの配布により、子どもの事故防止についての普及啓発に努めます。併せて、SIDS ^{※19} について情報提供を行います。	健康推進課 保健相談所

ウ 支援が必要な乳幼児への対応

施策の方向性

乳幼児健康診査などを通して、子どもの疾病や障害の早期発見、早期対応に努めます。発育や発達などが気になる子どもに対しては、心理相談、1歳6か月児健康診査フォロー教室などで経過観察を行います。さらに専門的対応が必要な場合は、心身障害者福祉センター（（仮称）こども発達支援センターの開設後は同センター）などの専門機関を紹介し、関係機関と連携して、支援をしていきます。また、保護者に疾病や障害に関する情報提供や個別相談を行うほか、保護者同士の交流などの支援もしていきます。

保護者の疾病や家庭環境が不安定、子どもの発育や発達の遅れなど様々な要因で育児困難が予想される場合は、専門医への相談や育児交流会を紹介するなど養育状況の改善に努めます。また、子ども家庭支援センターを中心に保健相談所・総合福祉事務所・総合教育センターなどの児童虐待の通報・相談の関係機関でネットワークを構築し、虐待予防に努めます。同時に、配慮を要する子どもを早期に発見し効果的な支援ができるよう職員の技能や資質の向上に努め、支援体制の充実を図ります。

今後、支援が必要な家庭のさらなる負担軽減を図り、より効果的な支援体制を推進します。

主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	早期療育のための支援	心理相談、1歳6か月児健康診査フォロー教室などで経過観察を行いながら、早期療育の必要な乳幼児を、（仮称）こども発達支援センターなどの専門機関の相談につなげていきます。	保健相談所
2	心理発達相談	保護者、関係機関などからの相談や健康診査の結果、発達が心配な子どもに、心理相談員による相談を行います。	保健相談所
3	子育てこころの相談	育児不安や親の体調不良などから育児困難に陥っている保護者に対して、精神科医による心理面からの相談を行います。	保健相談所

第3章 施策の推進
生涯を通じた健康づくりの推進

	事業名	事業概要	所管
4	障害児の健全な発達の支援	心身障害者福祉センターにおいて、発達に心配のある子どもの相談と、未就学児を対象にした療育を行います。また、平成24年度に（仮称）こども発達支援センターを開設し、心身障害者福祉センターで実施している発達に心配のある子どもの事業を移管し、18歳未満まで対象を拡大するとともに、家族支援、地域支援、関係機関の連携に取り組みます。	障害者サービス調整担当課
5	障害児を持つ親の会などへの支援	障害児を持つ親の会の交流などを支援します。	障害者サービス調整担当課 保健相談所
6	育児交流会 こころの相談事業	乳幼児健康診査、育児相談、子育てのひろばなどの事業を通し、子育てに不安や困難を感じている方を対象にグループミーティングを行います。参加者自身が話し合うことで、「育てる力」の向上と虐待予防を図ります。	保健相談所 子育て支援課
7	児童虐待防止ネットワークの強化	児童相談所、主任児童委員、医療機関、保健相談所、学校、総合福祉事務所、保育所、児童館、学童クラブ、民生児童委員、人権擁護委員などで構成する練馬区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関となり、各関係機関がネットワークを構築して、虐待防止対策に取り組みます。	子育て支援課

エ 子育て家庭の交流の促進

施策の方向性

子育て家庭の交流は、特に在宅で育児をする親が、孤立感に陥ることを防ぎ、不安やストレスを軽減し、子育ての喜びを分かちあうためにも重要です。そのため、気軽に日常的に利用できる専用の施設である子育てのひろば「ぴよぴよ」を、現在の5か所から11か所に増設します。また、NPOなどの民間団体などが実施する子育てのひろばへの支援も含めて、子育て家庭の交流事業の促進に努め、子育て家庭を支援します。

このほか、保健相談所、保育所、幼稚園、児童館、地区区民館などの身近な場所において、乳幼児とその保護者の交流を促進し、子育て家庭の支援に努めます。また、これらの交流の場や事業をより多くの人に活用してもらうため、事業の充実を図るとともに普及啓発に努めます。

今後も、交流の機会を増やすとともに、区だけではなく、地域住民や民間子育て支援団体などと連携して、社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりを推進していきます。

主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	子育てのひろば	0歳から3歳までの子育て家庭が、日頃から利用できる集いの場を提供するとともに、子育て家庭の交流を促進し、孤立感の解消に努めます。また、子育て相談を行い不安の解消に努めます。	子育て支援課
2	子育て支援事業を通じた交流の促進	保健相談所、児童館、地区区民館、厚生文化会館などにおいて、乳幼児や保護者を対象にした事業の実施や、子育て自主グループへの活動の場の貸し出しなど、子育て家庭の交流の促進とグループづくりを支援します。	地域振興課 福祉部経営課 保健相談所 子育て支援課
3	保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進	保育所、幼稚園の園庭開放や園の行事などを通して、地域の子育て家庭同士の交流や、園と地域の交流を促進します。	保育課 学務課

第3章 施策の推進
生涯を通じた健康づくりの推進

	事業名	事業概要	所管
4	子育て支援啓発講座の実施	育児不安の軽減と育てる力の向上を図るために、子育て支援講座を実施します。親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学び合う講座（ノーバディーズ・パーフェクト）などを実施し、交流を図ります。	子育て支援課
5	多胎児の会	育児負担などの多い多胎児の親同士の交流や情報交換の場として開催し、親の支援を行います。	保健相談所

【コラム】 子育てのひろば

子育てのひろばは、0歳から3歳の乳幼児とその保護者を対象として、親子が自由に来所し、安心して子どもを遊ばせることのできる屋内のひろばです。

親子で楽しく遊んだり、親同士の交流の場として開放しています。また、子育てに関する相談も受け付けています。

子育てのひろばには、区立の子育てのひろば「ぴよぴよ」、NPOなどの民間団体が開設している「民設子育てのひろば」があります。また、学童クラブ室を活用する「にこにこ」や「放課後児童等の広場事業」も利用できます。

- **ぴよぴよ**

実施場所：6か所
実施日：週5～6日（施設により異なります）
実施時間：10時～16時
- **民設子育てのひろば**

実施場所：9か所
実施日：週3～5日（施設により異なります）
実施時間：おおむね10時～15時
- **にこにこ**

実施場所：63か所（午前中の学童クラブを使用）
実施日：週3～4日（施設により異なります）
実施時間：10時～12時
- **放課後児童等の広場事業**

実施場所：63か所（午前中の学童クラブを使用）
実施日：週3～4日（施設により異なります）
実施時間：10時～12時